

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第101号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…2
- 告示第102号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第103号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

公 営 企 業

- 公告第16号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………2

正 誤

- 2000年（平成12年）5月12日付け宇治市公報第1336号……………2

告 示

宇治市告示第101号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年8月27日から14日間

令和3年8月27日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
伊勢田町223号線	伊勢田町ウトロ62番地の1	8.0 ～9.0	290.0	
	伊勢田町南山21番地の4			

宇治市告示第102号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年8月27日から14日間

令和3年8月27日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
伊勢田町123号線	伊勢田町新中ノ荒20番地の9 伊勢田町南山21番地の4	前	6.0	49.6	
	伊勢田町新中ノ荒20番地の9 伊勢田町南山21番地の4	後	6.0 ～9.6	43.0	
伊勢田町133号線	伊勢田町南山9番地の3 伊勢田町南山9番地の3	前	2.7 ～3.3	8.4	終点地番「伊勢田町南山9番地の3」を「伊勢田町南山9番地の5」に改正。
	伊勢田町南山9番地の5 伊勢田町南山9番地の5	後	3.0 ～3.3	5.8	

宇治市告示第103号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年8月27日から14日間

令和3年8月27日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
伊勢田町123号線	伊勢田町新中ノ荒20番地の9 伊勢田町南山21番地の4	令和3年8月27日
伊勢田町223号線	伊勢田町ウトロ62番地の1 伊勢田町南山21番地の4	令和3年8月27日

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第16号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和3年7月1日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和3年8月27日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第493号 株式会社ヤマミチ

正 誤

2000年（平成12年）5月12日付け宇治市公報第1336号中

ページ	行	誤	正
16	2行目	改札	開札